

農研機構発ベンチャー企業に対する出資等及び支援の実施に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 出資等（第4条～第11条）
- 第3章 支援（第12条～第20条）
- 第4章 管理（第21条～第24条）
- 第5章 委員会（第25条）
- 第6章 雑則（第26条・第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第1項第6号及び第7号並びに第14条の2の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「法」という。）第34条の6に規定する出資並びに人的及び技術的援助並びに法第34条の4に規定する支援及び措置並びに法第34条の5に規定する株式又は新株予約権の取得及び保有に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究開発の成果 農研機構において役職員が試験及び研究並びに調査に係る業務の結果において得られた成果のうち、農研機構が所有する知的財産権（知的財産権実施規程（13規程第42号）第2条第1号に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）をいう。
- 二 成果活用事業者 農研機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。
- 三 支援 農研機構の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援をいう。
- 四 建物 不動産管理規程（13規程第52号）第6条第1項第2号に掲げる建物（建物附属設備を含む。）をいう。
- 五 物品 物品管理規程（13規程第51号）第3条第1項に規定する物品をいう。
- 六 金銭出資 農研機構の自己収入（国民負担に帰さない収益（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等以外の収益）をいう。）をその原資として金銭を出資することをいう。

- 七 現物出資 農研機構が所有する知的財産権、建物又は物品を出資することをいう。
- 八 研究所 組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。
- 九 新事業推進管理役 本部事業開発部新事業推進管理役をいう。
- 十 スタートアップ管理役 本部管理本部スタートアップ管理役をいう。
- 十一 業務改革推進室長 本部管理本部業務改革推進室長をいう。

（利益相反マネジメント）

第3条 農研機構は、この規程に基づく出資並びに人的及び技術的支援（以下「出資等」という。）又は支援を実施することにより生じ得る利益相反について、研究活動における利益相反マネジメント実施規程（23規程第120号）のほか、理事長が別に定めるところに従い、適切に対処するものとする。

第2章 出資等

（出資等の対象等）

第4条 農研機構は、成果活用事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものに対し、出資等を行うことができるものとする。

- 一 事業の実施により農研機構の研究開発の成果の社会実装の実現が見込まれるものであること。
- 二 既に起業している者にあっては起業した日から5年を超えていないこと、起業を予定している者にあっては3年以内に起業を予定していること。
- 三 事業の実施に必要な技術的能力並びに企業経営に必要な経営能力、経営体制及び財務基盤を有していること。
- 四 資金計画及び出口戦略を含む経営戦略が適切であること。
- 五 事業内容及び事業計画が適切であって、当該事業が有望かつ社会的要請に適合するとともに市場性及び成長性が見込まれること。
- 六 次のアからオまでに掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 農研機構の役員が、任命権者の承認を得て、役員等（職員の兼業取扱規程（18規程第85号）第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）に就いていること。
 - イ 農研機構の職員（職員就業規則の適用を受ける職員に限る。）が、役員等兼業（職員の兼業取扱規程第2条第2号に規定する役員等兼業をいう。）の承認を得て、役員等に就いていること。
 - ウ 農研機構の定年前再雇用職員（定年前再雇用職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）、再雇用職員（再雇用職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）又は契約職員（契約職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）が、役員等に就いていること。
 - エ かつて農研機構の役職員として在職していた者が、役員等に就いていること。
 - オ 事業活動において活用し、又は活用しようとする農研機構の研究開発の成果について、知的財産権実施規程に基づく実施又は利用の許諾が決定されていること。
- 七 反社会的勢力（反社会的勢力への対応に関する規程（28規程第158号）第2条

に規定する反社会的勢力をいう。)に該当しないこと。

- 2 農研機構は、出資等を行うに当たり必要があると認める場合には、当該成果活用事業者の株式を取得することができるものとする。この場合において、取得する株式の数は、理事長が特に必要と認める場合を除き、当該成果活用事業者の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を有するものとみなされる株式を含む。第15条第2項において同じ。）の総数の2分の1未満の数としなければならない。

（出資の内容）

第5条 農研機構が行う出資は、金銭出資若しくは現物出資又はその両方とする。

- 2 金銭出資は、1成果活用事業者につき最長3年間とし、その金額は、理事長が特に必要と認める場合を除き、1年当たり1,000万円及び3年間の合計金額2,000万円を限度とする。
- 3 現物出資する知的財産権、建物又は物品の評価額は、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内で設定するものとする。
- 4 現物出資をする場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等で購入したものについては、原則として同法第22条に定める手続を終えたもの又は減価償却を終えたものを出資するものとする。

（人的及び技術的援助の内容）

第6条 農研機構が行う人的及び技術的援助は、次に掲げるものとする。

- 一 農研機構の研究者等による実用化に向けた試験等の直接支援並びに技術的な指導、助言及び情報提供
- 二 研究開発の成果の実用化、市場ニーズとのマッチング並びに知的財産管理・強化に関するノウハウの提供及びそれらのノウハウに精通した専門人材の紹介

（出資等の申請）

第7条 農研機構による出資等を希望する成果活用事業者は、別紙様式1の出資認定申請書により農研機構に申請しなければならない。

（出資等の審査、決定等）

第8条 理事長は、前条の規定による出資等を希望する申請があった場合には、当該申請をした成果活用事業者が第4条第1項各号に掲げる要件を満たしているかどうかの審査を第25条第1項に規定する投資等審査委員会（以下「投資等審査委員会」という。）に諮り、その結果を役員会に付議した上で、出資等に係る適格性の有無を決定するものとする。

- 2 理事長は、出資等に係る適格性の有無を決定した場合には、次に掲げる手続を行うものとする。
 - 一 適格性を有すると決定した場合は、当該決定に係る成果活用事業者に対する出資等

の適否、内容及び条件に係る検討を第25条第1項に規定する出資検討委員会（以下「出資検討委員会」という。）に諮る。

二 適格性を有しないと決定した場合は、当該決定に係る成果活用事業者に対し、別紙様式2の出資決定通知書（以下「出資決定通知書」という。）により適格性を有しない旨の通知をする。

3 理事長は、前項第1号に規定する検討の結果について出資検討委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該結果に係る成果活用事業者に対する出資等の適否、内容及び条件を決定するものとする。

4 理事長は、前項の規定により決定した事項について、当該決定に係る成果活用事業者に対し、出資決定通知書により通知するものとする。

5 スタートアップ管理役及び業務改革推進室長は、第3項の規定により理事長が決定した出資等の内容及び条件について、当該決定に係る部署に通知するとともに、次条第1項に規定する出資等に関する契約の具体的な内容及び条件その他出資等に必要な事項の調整を行うものとする。

（出資契約の締結及び農研機構発ベンチャー企業の認定）

第9条 農研機構は、出資等を行うに当たっては、当該出資等を行うことを決定した成果活用事業者（以下「出資対象ベンチャー企業」という。）と出資等に関する契約（以下「出資契約」という。）を締結するものとする。

2 出資契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農研機構が出資する額並びにその内容及び期間に関する事項

二 農研機構が出資を行うための条件に関する事項

三 農研機構が株式を取得する場合にあつては、当該株式の種類及びそれぞれの数

四 知的財産権を現物出資する場合にあつては、当該知的財産権の価額及び取扱いに関する事項

五 建物又は物品を現物出資する場合にあつては、当該建物又は物品の価額及び取扱いに関する事項

六 人的及び技術的援助を行う場合にあつては、当該人的及び技術的援助の価額並びに取扱いに関する事項

七 反社会的勢力の排除に関する事項

八 経営者及び経営者に準ずる者の責任に関する事項

九 農研機構が出資等を継続することが困難な状況に至った場合における、農研機構の保有する株式の譲渡先探索への協力に関する事項

十 その他農研機構が必要と認める事項

3 理事長は、出資契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該出資契約の具体的な内容及び条件に係る審査を第25条第1項に規定する出資・支援実施委員会（以下「出資・支援実施委員会」という。）に諮るものとする。

4 理事長は、前項に規定する審査の結果について出資・支援実施委員会から報告を受けた場合には、当該出資契約の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を投資等審査委員会に諮るものとする。

- 5 理事長は、前項に規定する審査の結果について投資等審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該出資契約の具体的な内容及び条件を決定するものとする。
- 6 理事長は、出資契約を締結した場合には、当該出資対象ベンチャー企業を農研機構発ベンチャー企業として認定し、別紙様式3の認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

（出資等の実施後の状況把握及び対応）

第10条 理事長は、前条第6項の規定により農研機構発ベンチャー企業として認定した出資対象ベンチャー企業（以下「認定出資対象ベンチャー企業」という。）に対し、1年に1回定期的に次に掲げる事項について、状況把握及び検証を行い、その結果を出資検討委員会に報告するものとする。

- 一 事業計画の進捗状況
- 二 経営状況及び課題
- 三 業容拡大等の有無
- 四 財務情報
- 五 その他参考となる情報

- 2 出資検討委員会は、前項の報告を受けた場合には、出資等の継続の可否並びに人的及び技術的援助の必要性等について検討し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告の結果、認定出資対象ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、第21条第1項に規定する出資管理者（以下「出資管理者」という。）に当該認定出資対象ベンチャー企業に対する詳細の調査を命ずるものとする。
 - 一 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと認められる場合
 - 二 役員等及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合
 - 三 第三者から農研機構の保有する株式の譲渡の申し出があった場合
 - 四 その他理事長が必要と判断した場合
- 4 出資管理者は、前項の調査を命じられた場合には、速やかに調査を実施し、その結果を出資検討委員会に報告するものとする。
- 5 出資検討委員会は、前項の報告を受けた場合には、調査内容を踏まえ、保有株式の譲渡、営業譲渡・合併の支援、会社の清算の支援その他必要と認める措置について検討し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、第2項又は前項の報告を受けた場合には、当該報告を役員会に付議した上で、認定出資対象ベンチャー企業に対する出資等の継続の可否並びに人的及び技術的援助の必要性等又は前項の報告に基づく措置について決定するものとする。

（議決権の行使、保有株式の譲渡）

第11条 農研機構が第4条第2項の規定により取得し、保有する株式による、認定出資対象ベンチャー企業に対する議決権の行使は、個別の事案に応じて適切な方法によるものとする。

- 2 農研機構は、適切な相手方に対して、その保有する認定出資対象ベンチャー企業の株

式を譲渡することができるものとする。

- 3 理事長は、第1項の規定による議決権の行使並びに前項の規定による保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件については、出資検討委員会に諮り、その結果を役員会に付議した上で、決定するものとする。

第3章 支援

(支援の対象等)

第12条 農研機構は、成果活用事業者であつて、第4条第1項各号に掲げる要件の全てを満たすものに対し、支援を行うことができるものとする。

- 2 農研機構は、支援を行うに当たり特に必要と認める場合には、当該支援の対価（第14条各項に規定する対価をいう。）を軽減する等の措置をとることができるものとする。

(支援の内容)

第13条 農研機構が行う支援は、次に掲げるものとし、5年間を限度とする。

- 一 農研機構の所有する知的財産権の実施又は利用の許諾（公益性及び公平性の観点から不相当と認められる場合を除く。）
- 二 前号の知的財産権に係る技術的な指導又は助言
- 三 農研機構の所有する建物又は物品の貸付け

(支援の対価)

第14条 農研機構は、前条第1号に掲げる支援の対価として、次に掲げる費用を徴収するものとする。

- 一 知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料又は利用料
 - 二 知的財産権の独占的な実施又は利用を許諾する場合における当該許諾期間中に、許諾を希望する国において生じる当該知的財産権に係る権利化及び権利の維持に必要な費用
- 2 農研機構は、前条第2号に掲げる支援の対価として、技術的な指導又は助言に係るコンサルタント料を徴収するものとする。
- 3 農研機構は、前条第3号に掲げる支援の対価として、建物又は物品の貸付料、光熱水料等を徴収するものとする。

(対価の軽減等の措置等)

第15条 農研機構がとる支援の対価を軽減する等の措置は、次に掲げるものとし、その期間は当該支援の実施期間を限度とする。

- 一 前条第1項第1号の実施料又は利用料を算定するに当たり、知的財産権実施規程第6条第1項又は第2項に規定する実施料率又は利用料率を50パーセントを限度として軽減すること。
- 二 前条第3項の貸付料、光熱水料等について50パーセントを限度として軽減すること。
- 三 前条第1項第1号の実施料若しくは利用料又は同条第3項の貸付料、光熱水料等を

無償とすること。

- 2 農研機構は、前項第3号の措置をとる場合においては、当該措置に係る成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得し、及び保有することができるものとする。この場合において、取得し、及び保有する株式の数は、当該成果活用事業者の発行済株式の総数の2分の1未満としなければならない。

(支援の申請)

- 第16条 農研機構による支援を希望する成果活用事業者は、別紙様式4の支援認定申請書により農研機構に申請しなければならない。

(支援の審査、決定等)

- 第17条 理事長は、前条の規定による支援を希望する申請があった場合には、当該申請をした成果活用事業者が第4条第1項各号に掲げる要件を満たしているかどうかの審査を投資等審査委員会に諮り、その結果を役員会に付議した上で、支援に係る適格性の有無を決定するものとする。
 - 2 理事長は、支援に係る適格性の有無を決定した場合には、次に掲げる手続を行うものとする。
 - 一 適格性を有すると決定した場合は、当該決定に係る成果活用事業者に対する支援の適否、内容及び条件に係る審査を第25条第1項に規定する支援審査委員会（以下「支援審査委員会」という。）に諮る。
 - 二 適格性を有しないと決定した場合は、当該決定に係る成果活用事業者に対し、別紙様式5の支援決定通知書（以下「支援決定通知書」という。）により適格性を有しない旨の通知をする。
 - 3 理事長は、前項第1号に規定する審査の結果について支援審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該結果に係る成果活用事業者に対する支援の適否、内容及び条件を決定するものとする。
 - 4 理事長は、前項の規定により決定した事項について、当該決定に係る成果活用事業者に対し、支援決定通知書により通知するものとする。
 - 5 スタートアップ管理役及び業務改革推進室長は、第3項の規定により理事長が決定した支援の内容及び条件について、当該決定に係る部署に通知するとともに、次条第1項に規定する支援に関する契約の具体的な内容及び条件その他支援に必要な事項の調整を行うものとする。

(支援契約の締結及び農研機構発ベンチャー企業の認定)

- 第18条 農研機構は、支援を行うに当たっては、当該支援を行うことを決定した成果活用事業者（以下「支援対象ベンチャー企業」という。）と支援に関する契約（以下「支援契約」という。）を締結するものとする。
 - 2 支援契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 農研機構が行う支援の内容及び期間に関する事項
 - 二 農研機構が支援を行うための条件に関する事項

- 三 支援の対価及び第15条に規定する対価の軽減等の措置等に関する事項
 - 四 反社会的勢力の排除に関する事項
 - 五 経営者及び経営者に準ずる者の責任に関する事項
 - 六 農研機構が支援又は対価の軽減等の措置等を継続することが困難な状況に至った場合における、農研機構の保有する株式の譲渡先探索への協力に関する事項
 - 七 その他農研機構が必要と認める事項
- 3 理事長は、支援契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該支援契約の具体的な内容及び条件に係る審査を出資・支援実施委員会に諮るものとする。
 - 4 理事長は、前項に規定する審査の結果について出資・支援実施委員会から報告を受けた場合には、当該支援契約の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を投資等審査委員会に諮るものとする。
 - 5 理事長は、前項に規定する審査の結果について投資等審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該支援契約の具体的な内容及び条件を決定するものとする。
 - 6 理事長は、支援契約を締結した場合には、当該支援対象ベンチャー企業を農研機構発ベンチャー企業として認定し、認定書を交付するものとする。

(支援の実施後の状況把握及び対応)

- 第19条 理事長は、前条第6項の規定により農研機構発ベンチャー企業として認定した支援対象ベンチャー企業（以下「認定支援対象ベンチャー企業」という。）に対し、毎事業年度終了後、速やかに別紙様式6の事業実施状況報告書を提出させ、その内容を支援審査委員会に報告するものとする。
- 2 支援審査委員会は、前項の報告を受けた場合には、支援の中止、変更等について審査し、その結果を理事長に報告するものとする。
 - 3 理事長は、前項の報告の結果、認定支援対象ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、第21条第1項に規定する支援管理者（以下「支援管理者」という。）に当該認定支援対象ベンチャー企業に対する詳細の調査を命ずるものとする。
 - 一 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと認められる場合
 - 二 役員等及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合
 - 三 その他理事長が必要と判断した場合
 - 4 支援管理者は、前項の調査を命じられた場合には、速やかに調査を実施し、その結果を支援審査委員会に報告するものとする。
 - 5 支援審査委員会は、前項の報告を受けた場合には、調査内容を踏まえ、保有株式の譲渡、新株予約権の権利行使その他必要と認める措置について審査し、その結果を理事長に報告するものとする。
 - 6 理事長は、第2項又は前項の報告を受けた場合には、当該報告を役員会に付議した上で、認定支援対象ベンチャー企業に対する支援の中止若しくは変更等又は前項の報告に基づく措置について決定するものとする。

(議決権の行使、保有株式等の譲渡等)

第20条 農研機構が第15条第2項の規定により取得し、保有する株式による、認定支援対象ベンチャー企業に対する議決権の行使は、個別の事案に応じて適切な方法によるものとする。

2 農研機構は、適切な相手方に対して、その保有する認定支援対象ベンチャー企業の株式を譲渡することができるものとする。

3 農研機構は、認定支援対象ベンチャー企業から取得した新株予約権について、権利を行使して、当該認定支援対象ベンチャー企業の株式を取得することができるものとする。

4 理事長は、第1項の規定による議決権の行使、第2項の規定による保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件並びに前項の規定による新株予約権の権利行使については、支援審査委員会に諮り、その結果を役員会に付議した上で、決定するものとする。

第4章 管理

(出資等及び支援の管理体制)

第21条 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業（認定出資対象ベンチャー企業及び認定支援対象ベンチャー企業を総称する。以下同じ。）に対する調査及び農研機構発ベンチャー企業が実施する事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、出資管理者及び支援管理者を置く。

2 出資管理者は、スタートアップ管理役とし、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定出資対象ベンチャー企業への出資等の実施及び認定出資対象ベンチャー企業による研究開発の成果の社会実装の推進に関する業務の総括
- 二 出資等に関する外部からの相談への対応
- 三 認定出資対象ベンチャー企業の経営戦略及び経営状況に関する調査
- 四 出資等の運営に関する認定出資対象ベンチャー企業に対する助言
- 五 投資等審査委員会、出資検討委員会及び出資・支援実施委員会に付議する案件の選定
- 六 出資等の運営に関する担当部署との情報共有及び調整
- 七 前各号に掲げる業務に付随する業務

3 支援管理者は、スタートアップ管理役とし、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定支援対象ベンチャー企業への支援の実施及び認定支援対象ベンチャー企業による研究開発の成果の社会実装の推進に関する業務の総括
- 二 支援に関する外部からの相談への対応
- 三 認定支援対象ベンチャー企業の経営戦略及び経営状況に関する調査
- 四 支援の運営に関する認定支援対象ベンチャー企業に対する助言
- 五 投資等審査委員会、支援審査委員会及び出資・支援実施委員会に付議する案件の選定
- 六 支援の運営に関する担当部署との情報共有及び調整
- 七 投資等審査委員会、出資検討委員会、支援審査委員会及び出資・支援実施委員会の運営管理並びにこの規程に定める手続全体の進行管理の総括

八 前各号に掲げる業務に付随する業務

(出資等又は支援の中止等)

第22条 農研機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出資等又は支援の期間中であっても、当該出資等又は支援を中止し、又は変更をすることができる。

- 一 農研機構の業務に支障がある場合又はそのおそれがある場合
 - 二 農研機構が公共上の見地から特に必要があると認める場合
 - 三 農研機構発ベンチャー企業又は当該農研機構発ベンチャー企業の役員及び従業員若しくは役員及び従業員であった者が農研機構の信用を失墜させた場合
 - 四 農研機構発ベンチャー企業又は当該農研機構発ベンチャー企業の役員及び従業員若しくは役員及び従業員であった者が第9条第1項の規定により締結した出資契約又は第18条第1項の規定により締結した支援契約に定める条件を遵守しない場合
 - 五 農研機構からの出資等又は支援を行う必要がなくなつたと認められる場合
- 2 理事長は、前項の規定により農研機構発ベンチャー企業に対する出資等又は支援を中止する場合には、役員会に付議した上で、農研機構発ベンチャー企業の認定を取り消し、別紙様式7の認定取消通知書により通知するものとする。

(農林水産省への報告及び情報の管理・公開)

第23条 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業を認定した場合は、次に掲げる事項について、適時適切に農林水産省に報告するものとする。

- 一 出資等又は支援の内容（当該出資等又は支援先の企業名、事業内容等を含む。）
 - 二 出資等又は支援の決定に至る経緯、背景等
 - 三 出資等又は支援の実施後における、適切な評価に基づく、当該出資等又は支援先の企業の財務情報、回収見込額、出資に係る退出方針等
 - 四 出資等又は支援の開始時における将来見通しからの乖離状況、乖離している場合にあってはその具体的な対応方針等
- 2 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業から株式又は新株予約権を取得した場合は、社会的な説明責任を果たせるよう、案件ごとに株式又は新株予約権を取得するとの判断に至った経緯及び理由、取得株数の考え方等を記録し、保持するものとする。
- 3 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業への出資等又は支援の内容及び背景、その後の評価、当該農研機構発ベンチャー企業の財務情報、将来に向けた対応方針等について、当該農研機構発ベンチャー企業の企業秘密に配慮した上で、農研機構の財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じ、適時適切な情報の公開を行うものとする。

(民間ベンチャーキャピタル等との連携)

第24条 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業への民間からの出資等又は支援を促進するため、民間ベンチャーキャピタル、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）その他の金融機関（以下「民間ベンチャーキャピタル等」と総称する。）と連携し、相互補完的な関係を構築するよう努めるものとする。

2 農研機構は、前項の規定により民間ベンチャーキャピタル等との連携関係を構築する

場合は、連携協定を締結するものとする。

- 3 理事長は、前項の連携協定を締結するに当たっては、あらかじめ、当該連携協定の具体的な内容及び条件に係る審査を出資・支援実施委員会に諮るものとする。
- 4 理事長は、前項に規定する審査の結果について出資・支援実施委員会から報告を受けた場合には、当該連携協定の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を投資等審査委員会に諮るものとする。
- 5 理事長は、前項に規定する審査の結果について投資等審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該連携協定の具体的な内容及び条件を決定するものとする。
- 6 農研機構は、民間ベンチャーキャピタル等と締結した連携協定を実施するため必要があると認める場合には、当該民間ベンチャーキャピタル等との間で、個別に連携協定を実施するための契約（以下「連携協定実施契約」という。）を締結するものとする。
- 7 新事業推進管理役は、前項の連携協定実施契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該連携協定実施契約に係る研究開発の成果を活用する農研機構発ベンチャー企業、本部事業開発部及び当該研究開発の成果を管理する研究所と共同して当該連携協定実施契約の具体的な内容及び条件を検討し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 8 理事長は、前項に規定する検討の結果について新事業推進管理役から報告を受けた場合には、当該報告に係る連携協定実施契約の具体的な内容及び条件に係る審査を出資・支援実施委員会に諮るものとする。
- 9 理事長は、前項に規定する審査の結果について出資・支援実施委員会から報告を受けた場合には、当該連携協定実施契約の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を投資等審査委員会に諮るものとする。
- 10 理事長は、前項に規定する審査の結果について投資等審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該連携協定実施契約の具体的な内容及び条件を決定するものとする。

第5章 委員会

（委員会の設置）

第25条 農研機構は、この規程に基づく出資等及び支援の実施に関し必要な事項を審議するため、投資等審査委員会、出資検討委員会、支援審査委員会及び出資・支援実施委員会を置く。

- 2 投資等審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。
 - 一 第8条第1項及び第17条第1項の適格性に関すること。
 - 二 第9条第4項の出資契約及び第18条第4項の支援契約の具体的な内容及び条件の妥当性に関すること。
 - 三 第24条第4項の連携協定及び同条第9項の連携協定実施契約の具体的な内容及び条件の妥当性に関すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 3 出資検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。
 - 一 第8条第2項第1号の出資等の適否、内容及び条件に関すること。

- 二 第10条第2項の出資等の継続の可否並びに人的及び技術的援助の必要性等並びに同条第5項の保有株式の譲渡、営業譲渡・合併の支援、会社の清算の支援その他必要と認める措置に関すること。
 - 三 第11条第3項の議決権の行使並びに保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件に関すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 4 支援審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。
- 一 第17条第2項第1号の支援の適否、内容及び条件に関すること。
 - 二 第19条第2項の支援の中止、変更等及び同条第5項の保有株式の譲渡、新株予約権の権利行使その他必要と認める措置に関すること。
 - 三 第20条第4項の議決権の行使、保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件並びに新株予約権の権利行使に関すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 5 出資・支援実施委員会は、次に掲げる事項を審査する。
- 一 第9条第3項の出資契約及び第18条第3項の支援契約の具体的な内容及び条件に関すること。
 - 二 第24条第3項の連携協定及び同条第8項の連携協定実施契約の具体的な内容及び条件に関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、投資等審査委員会、出資検討委員会、支援審査委員会及び出資・支援実施委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 雑則

(情報システムによる手続)

第26条 この規程に基づく申請、報告等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、出資等及び支援の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(ベンチャー企業支援措置実施規則の廃止)

2 ベンチャー企業支援措置実施規則（15規則第48号）は、廃止する。

附 則（令和5.1.30 04規程第176-1号）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5.4.1 05規程第176-2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第176-3号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(元号) 年 月 日

出資認定申請書

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 ○○○○ 殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

農研機構発ベンチャー企業として、農研機構による出資認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する出資等の内容

- ・ 実用化しようとする研究開発の成果の内容：
- ・ 出資方法：
- ・ 出資財産名：
- ・ 出資希望額：
- ・ 出資希望期間：
- ・ 出資を希望する理由：
- ・ 申請者（企業）の業務内容との関係：

(人的及び技術的支援を希望する場合)

農研機構からの人的及び技術的支援を希望します。

- ・ 人的及び技術的支援の内容：
- ・ 人的及び技術的支援の希望期間：
- ・ 人的及び技術的支援の希望価額：

2 反社会的勢力が関与していない旨の誓約

株式会社○○○○は、自ら又は自らの役員若しくは経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

- 一 暴力団若しくは暴力団員又は公序良俗を乱す団体若しくは個人（次号において「反社会的勢力」という。）であること。
- 二 反社会的勢力と関係を有すること。

上記について、誓約いたします。

3 連絡先

- (1) 担当者名 :
- (2) 電話番号 :
- (3) 住 所 :
- (4) E-mail :

4 添付資料（設立される予定の企業の場合は、以下の内容について可能な限りその予定される内容を記載した資料を提出すること。）

- (1) 会社の履歴事項全部証明書・定款等
- (2) 会社案内・パンフレット等
- (3) 決算書・税務申告書(税務署の收受印があるもの)・財務諸表等
- (4) 株主名簿
- (5) 役員経歴書
- (6) 組織図
- (7) 事業計画書（実用化しようとする技術の内容に基づく開発計画、出口戦略を含む経営戦略、事業の事業性及び市場性の展望を明記のこと。）
- (8) 資金調達計画書
- (9) その他参考となる資料

5 備考

（元号） 年 月 日

出資決定通知書

（会社名）
（代表者名） 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 ○○○○

（元号） 年 月 日付けをもって申請のあった出資について、下記のとおり決定したので（※一括不承認の場合は「下記理由により出資しないこととしたので」とする。）通知します。

記

- 1 出資決定事項（※一括不承認の場合は「出資不承認理由」として、その理由を明記する。以下の事項は不記載とする。）

（出資を承認する場合）

農研機構からの出資を承認します。

- ・ 出 資 方 法 :
- ・ 出 資 財 産 名 :
- ・ 出 資 額 :
- ・ 出 資 期 間 :

（出資を承認しない場合）

農研機構からの出資は不承認とします。

- ・ 出 資 財 産 名 :
- ・ 不 承 認 理 由 :

（人的及び技術的支援を承認する場合）

農研機構からの人的及び技術的支援を承認します。

- ・ 人的及び技術的支援の内容 :
- ・ 人的及び技術的支援の期間 :
- ・ 人的及び技術的支援の価額 :

（人的及び技術的支援を承認しない場合）

農研機構からの人的及び技術的支援は不承認とします。

- ・ 人的及び技術的支援の内容 :
- ・ 不 承 認 理 由 :

2 出資等の条件

出資等を受けるためには、次の条件を遵守して下さい。

- (1) 農研機構の指示に従い、出資等に関する契約の締結等の手続を行うこと。
- (2) 農研機構が年1回定期的に行う状況把握及び検証に協力すること。
- (3) 出資等の内容に関し、変更する必要がある場合には、速やかに農研機構に申し出ること。
- (4) 農研機構が定める出資等に関する定めを遵守すること。
- (5) 出資等に関し疑義が生じた場合には、農研機構に協議を申し出ること。

3 出資等の中止又は変更

農研機構は、出資等の期間中であっても、出資認定申請書における「反社会的勢力が関与していない旨の誓約」に反するものと認められるときは、直ちに出資等を中止します。また、次に掲げる事項のいずれかに該当するときも、出資等を中止又は出資等の内容を変更します。

- (1) 農研機構の業務に支障があるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 農研機構が公共上の見地から特に必要があると認めるとき。
- (3) 貴社又はその役員及び従業員若しくは役員及び従業員であった者が農研機構の信用を失墜させたとき。
- (4) 本通知書中の出資等の条件を遵守しないとき。
- (5) 農研機構からの出資等を行う必要がなくなると認められるとき。

4 備考

別紙様式3（第9条第6項及び第18条第6項関係）

認 定 書

（会社名）

（代表者名） 殿

貴社を「農研機構発ベンチャー企業」として認定します。

（元号） 年 月 日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 ○○○○

（元号） 年 月 日

支援認定申請書

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 ○○○○ 殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

農研機構発ベンチャー企業として、農研機構による支援認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する支援の内容

- ・ 実用化しようとする研究開発の成果の内容：

（知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾を希望する場合）

知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾を希望します。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾を希望する理由：
- ・ 希望許諾期間：
- ・ 希望許諾国：

（知的財産権の実施又は利用の許諾を希望する場合）

知的財産権の実施又は利用の許諾を希望します。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 知的財産権の実施又は利用の許諾を希望する理由：
- ・ 希望許諾期間：
- ・ 希望許諾国：

（知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料率等の軽減を希望する場合）

知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料率等の軽減を希望します。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 希望軽減期間：

（知的財産権に係る技術的な指導又は助言を希望する場合）

知的財産権に係る技術的な指導又は助言を希望します。

- ・ 技術的な指導又は助言の内容：
- ・ 技術的な指導又は助言の希望期間：

(建物の貸付けを希望する場合)

農研機構の建物の貸付けを希望します。

- ・ 使用建物の名称：
- ・ 使用希望面積：
- ・ 使用希望期間：

(物品の貸付けを希望する場合)

農研機構の物品の貸付けを希望します。

- ・ 物品の名称：
- ・ 設置場所：
- ・ 使用希望期間：

(建物又は物品の貸付料等の軽減を希望する場合)

農研機構の建物又は物品の貸付料等の軽減を希望します。

- ・ 建物又は物品の名称：
- ・ 希望軽減期間：

(農研機構による株式等の取得を希望する場合)

料金の全部の支払に代えて農研機構による株式等の取得を希望します。

- ・ 株式等の種類：
- ・ 株式等の取得の方法：
- ・ 農研機構による株式等の取得を希望する理由：

2 支援内容とベンチャー企業の業務内容との関係

※提供しようとする製品又はサービスはどのようなものか、これらと支援措置を受けようとする知的財産権、建物、物品等がどのように関与しているのかを記入すること。

3 反社会的勢力が関与していない旨の誓約

株式会社〇〇〇〇は、自ら又は自らの役員若しくは経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

- 一 暴力団若しくは暴力団員又は公序良俗を乱す団体若しくは個人（次号において「反社会的勢力」という。）であること。
- 二 反社会的勢力と関係を有すること。

上記について、誓約いたします。

4 連絡先

- (1) 担当者名：
- (2) 電話番号：
- (3) 住所：
- (4) E-mail：

5 添付資料

- (1) 会社の履歴事項全部証明書・定款等
- (2) 会社案内・パンフレット等
- (3) 決算書・税務申告書(税務署の收受印があるもの)・財務諸表等
- (4) 株主名簿
- (5) 役員経歴書
- (6) 組織図
- (7) 事業計画書
- (8) 資金調達計画書
- (9) その他参考となる資料

6 備考

（元号） 年 月 日

支援決定通知書

（会社名）
（代表者名） 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 ○○○○

（元号） 年 月 日付けをもって申請のあった支援について、下記のとおり決定したので（※一括不承認の場合は「下記理由により支援しないこととしたので」とする。）通知します。

記

- 1 支援決定事項（※一括不承認の場合は「支援不承認理由」として、その理由を明記する。以下の事項は不記載とする。）

（知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾を承認する場合）

知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾を承認します。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 許諾期間：
- ・ 許諾国：

（知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾を承認しない場合）

知的財産権の独占的な実施又は利用の許諾は不承認とします。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 不承認理由：

（知的財産権の実施又は利用の許諾を承認する場合）

知的財産権の実施又は利用の許諾を承認します。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 許諾期間：
- ・ 許諾国：

（知的財産権の実施又は利用の許諾を承認しない場合）

知的財産権の実施又は利用の許諾は不承認とします。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 不承認理由：

（知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料率等の軽減を承認する場合）

知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料率等の軽減を承認します。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 軽減率：
- ・ 軽減期間：

（知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料率等の軽減を承認しない場合）

知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料率等の軽減は不承認とします。

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 不承認理由：

(知的財産権に係る技術的な指導又は助言を承認する場合)
農研機構による知的財産権に係る技術的な指導又は助言を承認します。

- ・ 技術的な指導又は助言の内容：
- ・ 支援期間：

(知的財産権に係る技術的な指導又は助言を承認しない場合)
農研機構による知的財産権に係る技術的な指導又は助言は不承認とします。

- ・ 技術的な指導又は助言の内容：
- ・ 不承認理由：

(建物の貸付けを承認する場合)
農研機構の建物の貸付けを承認します。

- ・ 使用建物の名称：
- ・ 使用面積：
- ・ 使用期間：

(建物の貸付けを承認しない場合)
農研機構の建物の貸付けは不承認とします。

- ・ 使用建物の名称：
- ・ 不承認理由：

(物品の貸付けを承認する場合)
農研機構の物品の貸付けを承認します。

- ・ 物品の名称：
- ・ 設置場所：
- ・ 使用期間：

(物品の貸付けを承認しない場合)
農研機構の物品の使用及び使用料の軽減は不承認とします。

- ・ 物品の名称：
- ・ 不承認理由：

(建物又は物品の貸付料等の軽減を承認する場合)
農研機構の建物又は物品の貸付料等の軽減を承認します。

- ・ 建物又は物品の名称：
- ・ 軽減率：

(建物又は物品の貸付料等の軽減を承認しない場合)
農研機構の建物又は物品の貸付料等の軽減は不承認とします。

- ・ 建物又は物品の名称：
- ・ 不承認理由：

(農研機構による株式等の取得を承認する場合)
料金の全部の支払に代えて農研機構による株式等の取得を承認します。

- ・ 株式等の種類：
- ・ 株式等の取得の方法：

(農研機構による株式等の取得を承認しない場合)
料金の全部の支払に代えて農研機構による株式等の取得は不承認とします。

- ・ 不承認理由：

2 支援の条件

支援を受けるためには、次の条件を遵守して下さい。

- (1) 農研機構の指示に従い、支援に関する契約の締結等の手続を行うこと。
- (2) 農研機構に対し、毎事業年度終了後、速やかに事業実施状況を報告すること。
- (3) 支援の内容に関し、変更する必要がある場合には、速やかに農研機構に申し出ること。
- (4) 農研機構が定める支援に関する定めを遵守すること。
- (5) 支援に関し疑義が生じた場合には、農研機構に協議を申し出ること。

3 支援の中止又は変更

農研機構は、支援の期間中であっても、支援認定申請書における「反社会的勢力が関与していない旨の誓約」に反するものと認められるときは、直ちに支援を中止します。また、次に掲げる事項のいずれかに該当するときも、支援を中止又は支援の内容を変更します。

- (1) 農研機構の業務に支障があるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 農研機構が公共上の見地から特に必要があると認めるとき。
- (3) 貴社又はその役員及び従業員若しくは役員及び従業員であった者が農研機構の信用を失墜させたとき。
- (4) 本通知書中の支援の条件を遵守しないとき。
- (5) 農研機構からの支援を行う必要がなくなると認められるとき。

4 備考

（元号） 年 月 日

事業実施状況報告書

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 ○○○○ 殿

住 所
会 社 名
代表者名

（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日における事業の実施状況
について、下記のとおり報告します。

記

1. 実施状況

（実施状況が確認できる資料・書類等を添付）

2. 財務状況

（財務状況が確認できる決算書・税務申告書（税務署の收受印有）・財務諸表等を添付）

3. 備考

認定取消通知書

（会社名）

（代表者名） 殿

貴社の「農研機構発ベンチャー企業」としての認定を取り消します。

取消理由

（元号） 年 月 日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 ○○○○